

## 京丹後市入札監視委員会(平成 29 年度第 2 回) 議事概要

開 催 日 時	平成 30 年 1 月 25 日 (木) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 20 分	
開 催 場 所	京都市会場：京都工芸繊維大学 松ヶ崎キャンパス 3 号館 3 階 小会議室 7 (京都市左京区松ヶ崎橋上町) 京丹後市会場：京都工芸繊維大学 京丹後キャンパス 地域連携センター セミナー室 (京丹後市網野町網野) ※テレビ会議での開催のため 2 会場となる。	
出席委員氏名 (職業)	委員長 田辺 保雄 (弁護士) 委員 角田 暁治 (京都工芸繊維大学大学院 准教授) 委員 村尾 慎哉 (公認会計士)	
議 事 概 要	1 開会あいさつ (中西財務部長) 2 議 事 (1) 抽出工事に関する審議について (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について 3 次回抽出委員の選出 田辺委員長を選出 (五十音順で持ち回り) 5 次回開催日程の調整 6 その他 7 閉会あいさつ (中西財務部長)	
審 議 対 象 期 間	平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 29 年 9 月 30 日	
抽 出 案 件	総件数 7 件	(備考)  対象件数 122 件
一 般 競 争 入 札	4 件	
公 募 型 指 名 競 争 入 札	—	
通 常 指 名 競 争 入 札	1 件	
随 意 契 約	2 件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	委員会としては、具申すべき特段の意見等はない。 ただし、最低制限価格が逆に公正な競争を阻害しているのではないかと懸念されるので、同種の入札について在り方を根本的に検討していただきたいこと。 工事の内容が単純な工事に関して、抽選となる場合が非常に多いので、入札情報についての情報公開請求に対して一部を非開示にする等の方策を他の自治体の運用例を参考にして、再度入札の在り方を検討いただきたいこと。 同種工事が発注されたときに、限られた業者のなかで入札意欲が低下しているのではないかという事例が見受けられ、もっと広域的に入札の参加枠を広げることにより自主的な競争が確保で	

きないかどうか、他市と協力しながら共通の課題に対応できないか検討していただきたいこと。

浄水場工事について、規模の大きい工事が数年に1度はあることから、今回1者しか入札されなかったということを踏まえて、入札が実質的に競争として機能するように今後の方法についてご検討いただきたいこと。

## 別紙

「2 議 事 (1) 抽出工事に関する審議について」関係

1 平成 29 年度 京丹後市浄化槽設置工事その 1 … 一般競争入札

※ 落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上であったため、抽選（同価入札によるくじ引き）により落札業者を決定した案件。

意見・質問	回 答 等
<p>○ 工事の分類について (1) 浄化槽の工事は、その 1、その 2 等に区分されて発注されているが、分類のルールがあるのか。</p>	<p>分類のルールは特にありません。設置の申し込みを事前に受け付けており、家の改修やリフォームのタイミングに合わせて工事を発注しますが、その際に同時期に申し込みのあったものを合わせて発注します。</p>
<p>○ 工事の分類について (2) 同日に 4 件の入札があるが、これはどのように分類されているのか。また、分類は市の判断で行うのか。</p>	<p>工事箇所が点在しないように、出来るだけ工事箇所の近い所を合せて発注するようにしています。また、分類は市の方で判断し決定しています。</p>
<p>○ 応札について (1) 例えば、同じ等級で同じ日に 3 件の浄化槽工事の入札があった場合、1 件目に応札した業者は、一般的に 2 件目以降は応札しないのか。</p>	<p>3 件全てに応札する業者もいますし、なかには工事箇所を考慮して希望する工事だけ応札する業者もあり、様々です。</p>
<p>○ 応札について (2) 例えば、同一日の入札で落札業者が複数落札した場合、工期が一緒であれば業者はどちらかの工事を辞退するのか。</p>	<p>浄化槽の工事は長い工事期間を要せず、同時に 2 か所等の施工は十分可能な状況であり、仮に同じタイミングで 2 件工事を受注した場合、2 件とも施工する場合はほとんどです。</p>
<p>○ 落札率について (1) 同種工事がほぼ同じ落札率になっているが、これは最低制限価格で落札されていることによるものか。</p>	<p>はい。設計金額が異なっても同じような工種であれば、最低制限の率はほぼ同じような率となるため、結果として最低制限価格付近で落札されれば落札率も似たような数字になるという状況です。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 落札率について (2)</p> <p>工事の内容はそれほど複雑なものではないと思うが、最低制限価格を設定しないといけないという範疇に入っているものなのか。</p>	<p>はい。最低制限価格が必要ということで設定しています。</p>
<p>○ 情報公開について (1)</p> <p>他市では同種工事の入札が迫っているときには、情報公開の際に設計書を黒塗りにしたり、非開示にするという扱いもあると聞く。最低制限価格を設けるなかで、情報公開が入札の際に結果的に公正な競争を阻害していないかという点についてどのように考えているか。</p>	<p>情報公開につきましては、京都府内のほとんどの市町村で行っていますが、公開の範囲についてはそれぞれ取扱いには若干差があるような状況です。現在予定価格を入札前に事前に公表している自治体が非常に多くなかで、京丹後市については予定価格は一切事後でないと公表しないこととしており、その代り業者が積算するために必要な条件として情報はできる限り公開するというような考え方で進めております。予定価格の事前公表が本当の競争入札かという点で疑念もあり、情報は提供するけれど業者には企業努力で見積りや積算をしていただき、競争していただくと考えております。</p>
<p>○ 予定価格の公表について (1)</p> <p>予定価格を公表すれば、最低制限価格は予測できるのか。見積りを出さないとわからないのではありませんか。</p>	<p>詳細な額となると見積りをして計算をしないと出せませんが、過去の同種・同規模の工事から予定価格に対する最低制限価格のおおよその見当はつくと考えます。</p>
<p>○ 情報公開について (意見)</p> <p>予定価格は明らかにしていないが、情報公開を広く行うことにより最低制限価格を公言しているに等しいような状態になっており、結果的に価格もわかるわけで、それは本当の意味の企業努力ではなく、その金額で仕事が欲しいかだけで皆さんが札を入れておられるような実態があるのではないかと考えられる。そして、このような状況は市にとってもあまり良くないのではないかと考えられる。</p>	

2 善王寺地区管渠布設工事その15 … 一般競争入札

※ 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上であったため、抽選（同価入札によるくじ引き）により落札業者を決定した案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 最低制限価格について（1） 最低制限価格の率が89%とやや高いのではと思うが、工事の種類によってはあり得ることか。</p>	<p>はい。最低制限価格の算定につきましては、中央公契連モデルに従って算定しており、現在最新のモデル式で算定いたしますと、工種や金額によって差はありますが、80%台後半になる例が多くなってきています。</p>
<p>○ 応札価格について（1） 本案件は塹壕のようなものを作っていくような比較的単純な工事なので、情報公開請求で金額が推認しやすいということなのか。</p>	<p>金額的にはかなり大規模の工事ではありますが、管渠の布設工事というのは大体同じような工程と積算内容になるので、業者にとっては見積り易い工事ではないかと思われます。</p>
<p>○ 抽選方法について（1） 本市のように抽選の際に計算で順位を決定するというのは、他のどこの自治体も同じような方法で行っているのか。</p>	<p>広く正確に調査してはおりませんが、電子くじについてはほぼ似たような方法で行っていると思います。</p>
<p>○ 最低制限価格について（2） 最低制限価格での落札の状況からみて、最低制限価格の算定方法として採用している中央公契連モデルが少なくともこの地域では機能していないのではないか。この最低制限価格によって工事の質の担保等がきちんと機能しているという評価をされているのか。</p>	<p>中央公契連モデルの算定式については、度々改定されて最低制限価格の率が徐々に上がってきている状態です。それが本当に適切な工事の施工や契約の履行に妥当な率かどうかの判断は非常に難しいのですが、市が独自に最低制限価格を設定できるようなデータの蓄積や現場の検証の資料等もございませんので、全国的に広く活用されている中央公契連モデルを採用しているというのが現在の状態です。</p>
<p>○ 最低制限価格について（3） 最低制限価格については、入札監視委員会開催当初から継続して議論されているが、最低制限価格でほとんどの業者が応札してくるような工種については最低制限価格を外すな</p>	<p>最低制限価格を設定すること自体については、手抜き工事の防止、下請け孫請け業者へのしわ寄せ防止、労働者の最低賃金の確保、工事現場安全対策の手抜き防止等の非常に多くの意味を含めておりますので、どのレベルが本当の適切な率かということについては、色々な面で今後とも議</p>

意見・質問	回答等
どの抜本的な検討はできないのか。	論は続くのではないかと考えています。

3 中野浄水場更新工事（機械設備工事）・・・一般競争入札

※ 工事費が高額で落札率が 91.93%と高い案件。

意見・質問	回答等
○ 施設の施工業者について (1) 既存施設の施工業者はどの業者か。	既存の施設は昭和 43 年の建設だと思われませんが、当時の施工業者は調べておりませんのでわかりません。
○ 入札参加者について (1) 大規模な工事で、入札参加資格も広域になっているにも関わらず入札参加者が 1 者になった大きな要因は何か。	本案件の参加資格要件として求めています施工実績のなかで、浄水方式、規模、施工完成時期等に該当する実績が一つの要因ではないかと推測します。
○ 施工実績の要件について (1) 施工実績の要件にある浄水方式は、特殊なものなのか。	一般的なもので、特別な浄水方式ではありません。
○ 施工実績の要件について (2) 施工実績の要件のなかで、どの要件に抵触される業者が多かったと考えるか。	「建設設備を一体の工事として受注した者に限る」とした条件が厳しかったのではないかと推測します。
○ 施工実績の要件について (3) 事前に施工実績の要件を検討されたときは、該当の有無についてどのような評価だったのか。	入札参加名簿の登録申請で各業者から提出された資料からは、本案件の詳細な施工実績について事前に把握することは困難です。施工実績の浄水方式等の項目が無ければ、入札参加資格要件に該当すると思われる業者数は多いと思われれます。
○ 施工実績の要件について (4) 施工実績の要件等については、他の同種工事の入札要件等も参考にされたと思うが、本案件と同じように実績を求めるものが多かつ	はい。こういったある程度の規模のプラント工事では、同種の内容での実績を求めている例が多いです。

意見・質問	回答等
たのか。	
○ 施設の整備について (1) 京丹後市では浄水設備は何か所あるのか。	休止を含めて 62 か所の浄水場の施設を管理しています。
○ 施設の整備について (2) 中野浄水場と同種規模の施設は何か所管理しているのか。	1,000 トン以上の処理をするというような施設については、中野以外に 12 か所の施設を管理しています。
○ 施設の整備について (3) 数年に 1 回は本案件と同じような種類の規模と内容の工事を発注するということか。	はい。耐用年数がありますので、そのサイクルでは更新するようにしています。
○ 施工実績の要件について (5) 今後、残り 10 数か所の施設の工事を行う際には、もう少し競争原理が働くような要件を検討していただきたいと考えるが、それともこの程度の入札参加資格の要件は最低限必要なもので、譲れないもの、やむを得ないものなのか。	今回の中野浄水場の工事につきましては、スクラップ&ビルド方式のため、やはり技術的に高度なものを求められますので今回のような施工実績は必要であると思います。但し、全く新しい場所に新しい施設を作る場合であればもう少し施工実績の内容を検討する余地はあると思いますし、他の施設は本施設を比べて規模も小さいため、色々な業者が参加されるというようなことも考えられます。

#### 4 平・中野・遠下地区配水管舗装復旧工事 … 指名競争入札

※ 落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上であったため、抽選（同価入札によるくじ引き）により落札業者を決定した案件。

意見・質問	回答等
○ 応札価格について (1) 失格になった 1 者は、市内業者なのか。何故 100 万円以上低い値を入られたのか。	市内業者です。1 者だけ大きくかけ離れている理由については、見積りをされるときに単価等何かを間違えて算定されたものと思われます。
○ 工事の施工について (1) アスファルト舗装というのは、業者によって出来上がりに顕著な差が	業者によって多少の施工精度の差はみられますが、それが管理基準の基準外になっているということはありません。

意見・質問	回 答 等
みられるものなのか。	ん。
○ 入札の方法について (1) 一般競争ではなく指名競争を行ったのは何故か。	舗装工事につきましては、格付を設けていない工種になっており、格付等級のない工種につきましては、特別な工事を除いて通常指名競争入札で、ある一定要件を設けて指名をさせていただきます。
○ 落札状況について (意見) 通常指名競争入札の案件が 8 件あり、いずれも内容が舗装工事であると思われるが、全部抽選となっており、やはり入札としてこれだけ抽選が揃うということになると、何らかの違和感を感じざるを得ない。	

5 京丹後市立網野北小学校普通教室等空調化工事（電気設備工事）・・・ 一般競争入札

※ 落札率が 99.85%と高い案件。

意見・質問	回 答 等
○ 入札参加者について (1) 本案件の入札参加資格を有する業者で参加されなかった業者もいるのか。参加資格要件に該当する業者は参加者で全てか。	要件に合致する業者は、顛末書に挙がってます 5 者が全てです。
○ 同種工事の入札について (1) 同種の工事はたくさん発注されているのか。	29 年度については、小学校の空調工事の電気工事は合計 7 件発注しています。
○ 同種工事の入札について (2) 7 件の同種工事は、いずれもこの 5 者の業者が応札されているのか。	はい。全て A 等級の規模になりますので、この 5 者が参加しております。
○ 同種工事の入札について (3) 7 件の同種工事について、5 業者の受注の内訳はどのようなものか。	5 者の内 3 者が 2 件受注しております。1 者のみ 1 件受注し、全く受注していない業者が 1 者となっております。



意見・質問	回答等
<p>○ 同種工事の入札について (4)</p> <p>小学校の工事をまとめて入札をするという考え方は可能か。一つの業者が複数受注することによってコストダウンが図れるかもしれない。</p>	<p>この学校の空調工事は施工の際に建物の中や教室内に立ち入らなければならないので、夏休み期間を利用して施工しており、7校全てをまとめて1件の工事で発注するとなると、工期的に無理な状態が起きるということで分割しております。</p>
<p>○ 応札価格について (1)</p> <p>工事の内容はそれほど複雑な工事ではないように思うが、応札価格にバラつきが出ている要因として考えられることは何か。</p>	<p>同時期に7件同じような工事が発注され、夏休み期間中に完成の工事のため、各業者は工事場所や作業員等の条件を踏まえて応札された結果がこのようになったと考えます。</p>
<p>○ 同種工事の入札について (5)</p> <p>7件の同種工事の受注者が比較的ばらけた形になっていると思われるが、その要因についてどのように評価しているか。</p>	<p>工期が非常に短いということがあり、たくさん受注しても作業員の体制や現場の技術者の配当等に無理が生じるということで、2工事ぐらいの受注になったと推測されます。</p>
<p>○ 同種工事の入札について (6)</p> <p>業者は、2工事受注したら3工事は見積書を出してこないとか、入札に札を入れられない等の対応をしていたのか。</p>	<p>発注者側で制限しているものではないです。</p>
<p>○ 同種工事の入札について (7)</p> <p>7件の工事は全部時期をずらして入札か見積合せをされたのか。</p>	<p>7件の工事を、入札の回数としては3回に分けて発注しております。</p>
<p>○ 同種工事の入札について (8)</p> <p>3回の入札のうち、3回目入札の際に既に2件落札されていた業者はどのような行動をとっていたのか。</p>	<p>入札の参加については、3回目の最後の発注の入札会についても5者参加されています。</p>

6 京丹後市立いさなご小学校普通教室等空調化工事（電気設備工事）・・・随意契約

※ 初度の一般競争入札において不落となり、再度指名競争入札又は一般競争入札を実施した場合予定期限内の完成が困難であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 初度の入札について (1)            予定価格と応札価格との乖離の一番大きな要因は何か。</p>	<p>推測の域のなかですが、一番大きな要因は機材の費用で機器費だと思われます。キュービクル等の単体で非常に高額な機器があり、見積りをどこから徴取する等見積りの取り方によって、市の積算と業者の見積りに大きな乖離が出ているのではないかと考えられます。</p>
<p>○ 随意契約について (1)            随契のときと初度の入札時とで設計内容は変更したのか。</p>	<p>変更していません。</p>
<p>○ 随意契約について (2)            初度の入札時の応札価格から結果的に 300 万円ぐらい下がった要因について、どのように考えているか。</p>	<p>7 件の同種工事の入札のなかで、一番最初に入札を行った網野南小学校の落札内容を参考に機器のほうを考えて見積られていかれたのかなというふうに考えています。</p>
<p>○ 随意契約について (3)            業者は最終的に 4 回価格を提示しているが、最後は最終的に契約した業者のみが見積書を出されている。他の業者は辞退したのか、その過程はどのようにになっているのか。</p>	<p>最初の見積依頼時に、予定価格を満たすものがいなければ最低価格者に再度見積依頼する旨を記載し見積依頼を行い、結果的に予定価格を満たすものがおりませんでしたので、一番金額の低かった 1 者にのみもう 1 度見積依頼を行いました。</p>
<p>○ 工事の施工について (1)            機械設備工事を別途発注しているようだが、この電気設備工事は、機械設備工事の業者が施工することはないのか。一緒に発注できないのか。</p>	<p>工事の発注としましては、業種が異なりますので、電気設備工事と機械設備工事ということで分離しております。</p>

意見・質問	回答等
○ 工事の施工について (2) 機械設備工事の業者が電気設備工事はできないということか。	両方の建設業許可を有していれば、施工は可能です。
○ 工事の施工について (3) 一般的には、空調の機械を買えば一緒に電気工事もしてもらうというふうな感覚があるが、通常は別々に分けるものなのか。	はい。建設業許可自体が分かれていますので。

6 京丹後市立峰山小学校普通教室等空調化工事（電気設備工事）・・・随意契約

※ 初度の一般競争入札において不落となり、再度指名競争入札又は一般競争入札を実施した場合予定期限内の完成が困難であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
○ 応札価格について (1) 本案件の入札より以前に随意契約を行ったいさなご小学校の案件と比較して、本案件の規模は小さいと思われるが、一部の業者は何故いさなご小学校より高い価格で入札したと考えるか。	工事の内容的にはほぼ似通ったようなものでありますが、学校毎に機械の大きさ、台数とその組合せ等が一定同じではありませんので、業者の見積りにも差の開きが出ており、また、受注意欲の表れがこういったところに出ているのではないかと推測されます。
○ 情報公開について (1) いさなご小学校等の工事について、各業者は情報公開請求をされていないのか。	情報公開は契約締結後に行いますので、いさなご小学校の随意契約の情報公開は、本案件の入札の応札日以降にされていると思います。
○ 工事の施工について (1) 工事の発注は、夏休みの間に施工するという事でこの時期に集中したということか。	はい。
○ 工事の施工について (2) 工事の施工を夏休みと春休み等に分散化させることは難しいのか。	空調工事をするにあたり、春休みは 2 週程度というところで工事をするのは難しく、やはり 1 か月程度の学校の中

意見・質問	回答等
	<p>に入って作業できる時期がというのが必要だと思いますので、夏休みが必須になってくると考えます。</p>
<p>○ 随意契約について (1)</p> <p>見積りの2回目の際に、予定価格を業者に伝えるのか。見積金額が予定価格の万円以下をちょうど切り捨てたものになっているのはなぜか。</p>	<p>予定価格は全く示していません。見積金額について予定価格を示していないなかでこの数字が出てくるということについての理由は想像が付きません。</p>
<p>○ 随意契約について (2)</p> <p>見積りの2回目でまた予定価格を超えた場合、予定価格の中に入るまで何回でも見積りを出してもらうのか。</p>	<p>はい。</p>
<p>○ 入札参加資格について (1)</p> <p>入札参加資格の一番最初の段階で「市内の本店を有する者」という縛りがかかっているが、近隣の自治体も同じようにされているのか。</p>	<p>全てかどうかわかりませんが、我々が知る範囲では市内業者への発注を基本とし、市内・町内に適切な業者数が集まらない場合は市外に発注されているようです。</p>
<p>○ 入札参加資格について (2)</p> <p>業者数が少ないことが受注意欲の減退に影響していると考えられ、競争を活性化させるために、例えば近隣の市町村と協定するなど参加資格を広域的にするなどしてはどうか。</p>	<p>近隣の市長村との会合の機会に話をしてみたいとは思いますが、政治的な判断等も絡みますし、対市民に対し極力市民の税金を市内で発注するということが基本にありますので、そのあたりがどこまで理解されるかは非常に不透明なところがあります。</p>

「2 議 事 (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について」関係

1 指名停止等の運用状況の報告

内 容
今回はありません。

2 談合情報対応状況の報告

内 容
今回はありません。